

有限責任と法人格の否認

野 口 明 宏

はじめに

有限責任の原則は、株式会社がその実質的所有者である株主から分離した法的存在という概念から発展し、株主の個人財産を保護する役割を果たしている。この原則は、企業家精神を育成し、商的事業への広範囲な株式投資を促進する重要な制度として支持されてきた。企業の所有者・株主の責任の制限は、正当な目的を満たすものといえる。しかし、詐欺または不正がある場合は、責任の制限を維持すべきではない。詐欺・不正がなされた場合には、契約もしくは不法行為の債権者は、その企業の所有者・株主から救済を得るべきであろう。他方で、会社法人格否認の法理は、企業法において長い歴史を有し、企業の債権者がその株主に通常与えられる有限責任の例外として、企業の債務について株主個人に責任を負わせることを認める。法人格否認の法理による救済は、会社の投資家に通常与えられた財産の保証とのバランスから生じ、それゆえ、これは企業の説明責任および社会的責任と密接に結びついている。

本稿においては、初めに有限責任自体を簡単に振り返っておこう。さらに、株主の責任保護の当初の理由と、それを別の企業形態にまで維持する正当な理由を検討してみよう。これに関する最近の支持と批判を検討し、それら見解の利点と欠点を評価する。つぎに本稿では、法人格否認の法理を考察する。そして、有限責任は会社の場面でどのように生じ、他の企業に適用されるようになったのかを概観する。米国の裁判所が発展させた、法人格否認の法理の適用を争点とする事件は、救済を求める者が契約によ

る債権者であるより、不法行為の原告の場合が多いといわれたものの¹⁾、近時はこれと逆の指摘もなされている。法人格否認の法理の適用される米国の典型的事例は、会社の経営支配権を有する者が、詐欺のために支配権を使用するか、それ以外では、支配権をその会社の影響を受ける人々との不当な取引のために使用する、一人、もしくは少数の株主に關係する場合である。これら典型的事例の検討を通じ、法人格否認の理論的不明確さが少しでも改善できればと思う。

1. 有限責任の正当性

有限責任は、株式会社の最も重要な側面と考えられ、会社法はそれを明確に定めている。わが国の会社法は、株主の責任をその有する株式の引受価額を限度とすると定める（104条）。米国模範会社法によれば、会社の株主は、自らの行為、もしくは行動を理由に、個人的に責任を負うことになる場合を除き、会社の行為、または債務について個人的に責任を負わないとする²⁾。会社の代理人もしくは従業員は、かなり多額の不法行為責任または契約責任に関与するのに対して、株主は、その企業への最初の出資の喪失を負担するだけでよい。それゆえ、株主の出資額を超えた個人財産については、その安全が保護される。

最初期の会社は、イギリス国王の特許を受けた教会の団体、もしくは特權的団体で、個々の構成員の一生を越えて永久に存在することを許された。米国における会社設立は、州議会による個別的な行為を必要とされた。それはほとんど、運河、堤防、もしくは道路建設のような、特別の事業のために認められた。1825年頃からアメリカの産業革命が本格的になるにつれて、企業は、広範囲な投資家からの資金調達を必要とした。その当時、会社法はまず、株主に有限責任を付与し始めた。州議会は、企業が一定の書類を所定の公務員に提出するだけで会社の設立を認める一般法を制定した³⁾。

英國議会は、1855年に最初の有限責任法を通過させ⁴⁾、その頃までに有限責任は、米国諸州の会社法でも、標準的制度となつた。

二十世紀の変わり目までに、有限責任の特権は株主が一人だけの、一人株式会社にまで拡張された。その上、中小企業の所有者も、債権者の責任追及から自己の財産を保護するについて、大規模企業と同等の地位を与えられた⁵⁾。同様に、会社は、子会社の利益を支配し、そのため、親会社が自らを関連企業の債務から遮断することを認められた。

株主の責任保護については、有限責任の会社は近代における最大の発見というべきであり、蒸気機関や電気でさえ、有限責任の会社には及ばず、蒸気機関と電気もこの会社がなければ、比較不能に陥るであろうと、おおむね好意的に評価された⁶⁾。このような新制度は、費用の負担をともなつた。会社の財産が外部の債権者の請求を満足させるのに不十分な場合は、企業の所有者ではなく、企業の利益を取得しそうな会社関係者が、企業の経済的危険を負担した。会社法は、経済の発展を促進するために、事業主や投資家の負担しなければならない危険を減らし、その危険を企業と取引する外部の関係者に転嫁した。

株主は、伝統的な無限責任社員と異なり、連帯債務者となるか、もしくは、個人的に会社債務を保証しない限り、その会社の契約上の債務に責任を負わないであろう。不法行為の範囲でも、株主は個人的に不法行為をなさない限り、その企業に出資した以上の財産の喪失から保護される。たとえば、専門職法人の株主である弁護士が、違法行為をなせば、その者は自らその不法行為による責任を負うことになる。しかし、専門職法人が、株主の不正行為を理由に訴えを提起された場合には、別の所有者の個人財産は保護されるであろう。

たとえば社債のように、企業の債務に投資する者にとって、有限責任は当然とみなされるので、企業の実質的所有者である株式投資家は通常、企業の債務、および企業のその他の債務すべてに、無限責任を負うと一般に

考えられるであろう。このような区別は、通常組合の場合は維持されている。しかし、会社の場合には、暗黙のうちに会社をその株主から分離させ、もしくは別の企業として承認して、この区別をくつがえしている⁷⁾。このように、会社は概念上、明確な法的単位であり、企業に投資した者の財産は、彼が企業に支払った、もしくは約束した範囲までが、企業財産の一部とみなされるにすぎない⁸⁾。

株主は通常、取締役を選任する権限を有し、会社の事業を行うのは、取締役会である。法律が定める株主の消極的役割からすれば、株主は会社の債務に対して責任を負うべきでないという見解が支持される⁹⁾。株主が会社の方針に対して何らかの支配権を持たなければ、会社の債務について、株主に投資した金額を超えた責任を負わせるのは不均衡であろう。株主は、経営陣の範囲外にあり、それゆえ、会社事業を指揮する主体とはいえない。

2. 企業債権者の保護

有限责任は経済的理由によっても、その正当性を認めうる。経済的にいえば、会社は、従業員の適切な分業のもとで発展しうるように、企業をめぐるさまざまな人々の関係からなる、契約の束にすぎないとみなされる¹⁰⁾。株主は、企業に資金を与えることに同意し、その利益の分配にあずかる資格を有するにすぎない。著しく裕福な投資家・株主でも、彼らの持株の残余が会社の債務のため危険にさらされなければ、そのような資金提供を回避するであろう。投資家は、自らそのような責任にさらされることなく、さまざまな企業に少額の出資を行うことはできない。その代わり、投資家は自己の財産を守るために、経営を積極的に監視しうる少数の会社を選択しなければならないであろう。

このような考え方はここ数十年の間、有限责任が公開企業に与える効果と、有限责任が閉鎖企業にもたらす効果を見分けるために、洗練されてき

た。また、この見解が重視するのは、会社の任意の債権者と非任意の債権者、もしくは契約上の権利者と不法行為の被害者に適用される場合の、政策の正当性である。有限責任は、公開企業に見られるのは当然であるけれども、閉鎖企業の周辺でもしばしば合意されるので、法は可能であれば閉鎖企業にも有限責任の利益を与えるべきか。このような考え方は、理論的魅力を有するものの、複雑な法的性質から、それを機能させるためには定式化を必要とするであろう。それゆえ、すべての会社に一律有限責任を与える、中小企業の任意の債権者に、特別の定めをもってその排除を認める現行の制度には、かなり合理性があるといえよう¹¹⁾。

まず、とくに公開会社において、有限責任の法的選択を認めることは、効果的であるか否かが問われる。法律は中立の姿勢をとる。個人責任の免除を望む投資家は、会社の任意の債権者が、投資家に対して償還請求権を有しないという規定を期待しないであろうか。それは理論的に可能であるが、有限責任はいくつかの理由で、とくに公開企業に関する費用効率のよい一般的ルールといいうる。

第一の理由は、会社がその株主すべてのために、償還請求権を有しない数百の定めを取り決めるのは、実際には困難で、費用もかかるからである。このような契約は、少なくとも部分的には、各人の自己資本に依存する、株主それぞれの危険の許容限度からすれば、さらに困難といえよう。有限責任は直観的に、株主に魅力があるとすれば、実務の問題として、なぜすべての場合に有限責任を与えないのか。

第二の理由は、銀行のような、大口の債権者は損害の危険を負担するとはいえる、一般に個々の株主より、危険の判断を得意とするからである¹²⁾。その上、債権者の損害を各株主から回収しようとする取引費用は、多額になるであろう。任意の債権者は実際上、このような方法の無益性を認めて、事前に交渉過程で危険の賠償を請求しなければならない。これは、融資についてより高い利率を設定するか、もしくは、企業に提供した商品・サー

ビスの代金をより多く請求することによって可能である。

公開企業の非任意の債権者は、閉鎖企業の非任意の債権者より有利な地位を有する。その主要なものは、債権者の賠償請求に対応しうる、公開会社の多額の資本金である。債権者は、企業が不法行為による請求から保護されるための、実質的責任手段を得たものと期待するであろう¹³⁾。また、不法行為の被害者は、不十分な個人財産しか持たず、しかも分散する株主を訴追するより、会社に直接訴えを起こして取り立てる機会を有するといえよう。

株主が有限責任であるか否かは、閉鎖会社と契約をなす債権者にとって問題ではない。閉鎖会社と取引する抜け目のない債権者は、有限責任理論の効果を知っているので、商品・サービスにより高い価格、もしくは、貸付金により高額の利息を請求して、有限責任を自ら償うために交渉するであろう。これに代わる方法として、このような債権者は、相当の純資産を有する大株主による個人保証のような、追加の支払保証を要求するであろう¹⁴⁾。しかし、少額の債権者が閉鎖企業を相手にした場合には、このように機敏に行動しないであろう。この場合、権利の喪失、または権利侵害の可能性があり、それに詐欺、もしくは詐欺的行為が関連していれば、事態は悪化しうる。これは後述のように、法が会社の独立した存在を無視して、会社の債務に株主が個人責任を負うとみなす場面で問題となる。

閉鎖会社の有力株主に対する不法行為責任の請求は、その企業が社会的責任を無視した方法で経営されている場合に、同様の問題を引き起こす。これは、会社が十分な賠償責任保険に加入していないか、もしくは、その企業の危険に比べて出資が不足する場合に生じうる。要するに、閉鎖会社に対する有限責任の原則の適用は、企業の所有者がその企業に出資する費用を客観化する効果をもたらすであろう。

3. 法人格否認の法理のとらえ方

株主の有限責任は、社会全体の利益といわれるにもかかわらず¹⁵⁾、アメリカ法はこれまで、有限責任が不衡平を惹起する場合は、会社を独立した存在と認めてこなかった¹⁶⁾。つまり、有限責任は結果的に、破産した会社の債権者に未払いの状態をもたらすので、法は可能であればいつでも、このような権利の喪失を回避しようとする。この場合の裁判所の解決策は、コモン・ローの認める衡平法上の救済、つまり、会社の法人格を否認することである¹⁷⁾。

法人格否認の論点は基本的に、特定の株主が特定の会社債務に個人責任を負うか否かの問題に關係する。裁判所の判決は、責任を課する、もしくは、それを拒絶する正当な理由として、法人格否認の法理を用いている¹⁸⁾。また、否認に関する従来の説明は、それをまれな例外と理解していたものの、その理論は、会社法上活発に議論された問題といいうる。この理論は、詐欺、もしくは、その他特別な事情の事件に適用されるにすぎないといわれ、大抵その場その場の理由にもとづいて判断される。

法人格否認の法理は、会社法上長年にわたって認められ、重要性を有するにもかかわらず、学説はそれを混乱する例外としてはなはだ軽視してきた。州法は一般に、その政策に関連して、株主に無条件で有限責任を与えていた。州議会は、会社の所有者がその債務に対する個人責任を回避することを明確に認めて、新しい企業の成立を促進するために、許可を与えてきた。

このことを考慮して、衡平法裁判所による不衡平を回避するための法人格否認の法理の適用は、確かに正当であるとしても、一部の者は、否認を正当化する法的根拠が不明確と評価した¹⁹⁾。最も強い反対は、否認のルールを修辞技法として冗長で、一般原則上も矛盾し、論拠として不十分で、

それゆえ、比喩もしくは形容詞の法学であるといつてある。否認の法理は、大まかな原則に依存しすぎるといわれ、規律のない方法を用いた結果、偶然の気まぐれと批判された²⁰⁾。

これが事実であれば、一般に認められた有限責任の趣旨に反する否認の法理は、固有の予測不能性を備えることになる。そのため、弁護士が依頼人に、その責任保護を回避するための行為形式について助言するに際し、困難が生ずるであろう²¹⁾。その結果、裁判所による否認の法理の適用は、閉鎖会社の株主が、実際に自らを安全と考えることができない頻度、または気まぐれさで行われる。

このような議論は、衡平であるべき法学が必然的に備える裁量権に関連して、数世紀にわたって行われてきた。しかし、この場合、何らかの法的柔軟性が必要なことは、当然認めうる。一連のルールは、不謹慎な事業者が、自らを不正行為に導くために利用しうる、詐欺への道筋となるにすぎないであろう。法人格否認の法理に批判的な者でも、この分野の判決のほとんどについて、その正当性を認めている²²⁾。彼らは、それら事件が少なくとも、有限責任の利益と費用の適切な均衡を問題としていることに気づいている。この点で裁判所は、柔軟性の必要を認めてきた。法人格否認事件の背後にある指導理念は、裁判所が、理論構成の問題への過度に硬直した関心を回避して、衡平な結果に到達するために株主に責任を課す、既存の支配的理論を適用すべきことにあるいえよう²³⁾。

4. 否認の法理適用の基準

裁判所は、法人格を否認する統一基準のない中で、基準の役割を果たしてきた、多数の重複がある「要因の一覧表」とよばれるものに依存した²⁴⁾。たとえば、裁判所は、会社債権者から借りた資金を、大株主が露骨に横領した指導的事件で、法人格を否認するに際し、一覧表に多くの理由を載せ

かねなかった。主要な理由とは、資金の不足、会社による形式的手続の懈怠、会社財産と個人財産の混同、支配株主による会社資金の吸い上げ、利益配当の不払い、会社の破産、そして会社登録の欠缺であった²⁵⁾。しかし、裁判所は、それらの基準を列挙した後、最終的に、不衡平の要素、もしくは、基本となる不衡平さの要素を呈示しなければならぬと結論づけて、基準の重要性を減少させている。

裁判所の依存する一覧表は、実質的解釈を提供することなく、かなり不確実なひな形と称されてきた。また一覧表は、ほとんど真の指針にはならないと批判され、その妥当性に疑問の余地があり、十分な検討もされていないといわれる。その指針がたびたび批判を受ける要因は、会社が相当な形式的手続を懈怠した場合である²⁶⁾。裁判所は、一覧表の粗雑な適用に際し、被告がたとえば、所定の取締役会や株主総会を設置せず、または、適切に公表した利益配当の方法で、株主に利益を分配しないなど、会社としての行為を怠った場合には、その会社の所有者に、会社のような人為的存在の特権である有限責任を与えないと判示する²⁷⁾。

この論拠は、前照灯が本来役立つ状態になかったので、運転手が白昼起こした事故に責任を負うと判決するのと同じ論法といわれる²⁸⁾。過失ある行為が理論的に、責任を否定する影響を与える場面とは、債権者が、会社形態で経営していると信じさせる事情を述べていない事業者を、会社と誤信したような場合である。しかし、債権者が一般に、事業活動の内容を調査する理由がとくにない場合に、その兆候がどのように現われているのかを確認することは困難である。

しかし、法人格を否認する簡明な基準の明示について法の欠缺があつても、救済を断念すべきではない。それは、裁判所が法の欠缺に適切に対応しなかつたわけではなく、あるいは、詳細な研究がその救済の有用な基準となりうる、中心的理論を明らかにしてきたからである。この分析を行う際は、法人格否認の請求を契約にもとづく請求と、不法行為を原因とする

請求に分類するのが一般的であろう。

詐欺がなされなかつた場合には、裁判所に会社法人格の無視を求める契約上の請求は、ほとんど支持されていない。有限責任企業と任意に取引する者は、取引過程で適当な割引を獲得するか、もしくは個人保証を得るかして、その賠償額を確保すべきであろう。そのため、この分野の学説は、裁判所が会社の独立した地位を無視する正当な理由を示す、詐欺、または、別のタイプの不衡平を構成する事実に、焦点を合わせる傾向がある。

これらの場面は、会社を支配する株主の会社債権者との取引、もしくは、支配株主の会社財産に関する取引に分類しうる。前者の種類には、支配株主が企業の支払能力について、債権者に誤った確信を抱かせるため、企業の財産状態、もしくは、将来の履行について行う虚偽の保証がある。これは、株主、または別の者が行う個人保証について、債権者を欺く言葉と同じ効果をもたらす。会社財産の詐欺に関する後者の種類には、株主が企業から資金を移転させるために用いる、さまざまな方法がある²⁹⁾。それはしばしば、詐欺的譲渡の法律が適用されるのと同じ行為である。これは、破産直前の優先譲渡にも関係するであろう。そのため、衡平法上の後順位的地位の理論が、その財産を破産者の財産に返還させて、つぎに、他の債権者が最初の取立をなしうるように、株主の請求をそれら第三者の請求より劣るとみなすために、適用されるべきである³⁰⁾。

このような不当性の審理は、原告が有限責任の結果を知らない、世慣れていらない債権者、あるいは、小規模取引の債権者の場合には、厳格に行うべきである。この場合に、請求者が、会社との取引の前に会社の財産を調査することを期待するのは、現実的でない³¹⁾。不告知による詐欺は、状況次第で、法人格の否認を正当化する十分な事実となりうるであろう³²⁾。

バートル事件の事実関係は、つぎのようである。すなわち、親会社は、その構成員のために原価で住宅を建て、それゆえ、利益をあげることを認められていなかつた100パーセント子会社を通じて、事業を行つていた。

最初の審理で、子会社はほとんど資金を持たなかつたことが明らかにされた。しかし、裁判所の多数意見は、大きい見解の相違を越えて、子会社の債権者に対する親会社の責任を否定した。このような奇妙な結論は、親会社がその商品・サービスを、子会社を通じて原告に提供していたことを明らかにしていない。それでも、裁判所は、二つの異なる会社の外観上の兆候が常に保持されていたことから、債権者は誤信しなかつたと認定した³³⁾。しかし、裁判所は、本件のような形式的手続の遵守が、原告にどのような違いをもたらしたのかの説明を怠つた。

不法行為の場面について、学説は長い間、煩わされてきた。不法行為の被害者は、自由意思によって会社と取引しておらず、そのため、その債務の背後に個人の信用がない状態で、意識的に企業との関係に入ったわけではない。その上被害者は、その不利な条件を償うために、個人保証を求め、もしくは、追加の賠償を請求する機会もない。

会社の出資が貧弱であるか、もしくは、その事業の危険に不相応の保険に加入しているにすぎない場合に、裁判所は、その不法行為の被害者の利益になるように、法人格を否認するのが一般的であろう。このように解釈しなければ、企業がそれら費用を、善意の第三者に転嫁するのを認めることになろう。ところが、指導的研究は、契約よりも不法行為の場合に、裁判所が会社の法人格を進んで否認していないことを明らかにする³⁴⁾。

会社に対する不法行為による請求は、しばしば企業の製品の欠陥にともなう使用者責任、もしくは無過失責任を根拠とする。しかし、一部の裁判所は、これら理論の適用に疑問を抱いていると推測しうる。それゆえ、裁判所は、その結論が適切と思われない、無過失責任、もしくは、別の不法行為理論の適用を拒んでいるのであろう。その結果、裁判所は、単独の会社企業をその適用に対する歯止めとして用いて、法人格を否認するのを躊躇したといえよう。換言すれば、それら裁判所は、会社の法人格を無視するのを拒絶して、背後で不法行為法の改革を行っていたといわれる³⁵⁾。

無過失製造者責任の問題について、裁判所は会社法人格を否認することを拒絶した³⁶⁾。メイセル事件の原告は、破産した会社の製造した欠陥のあるアイロンによって負傷した。原告は申立による承継会社が、自己の被った損害の責任を負うよう求めて、訴えを起こした。裁判所は、つぎのように判断した。すなわち、法人格の否認は、不正のみならず、義務に違反するか、もしくは、義務を回避するための会社形態の使用を要件とする、二面的基準によって認めうるとした³⁷⁾。しかし、あまり高い主観的基準の設定は、会社の所有者に製造した商品の責任を負わせる、現代の不法行為理論を骨抜きにすると批判される³⁸⁾。

一部の裁判所は、会社が露骨にも、その不法行為の被害者に対する損害賠償に十分な定めを置かない場合についても、法人格を否認するのを拒絶した。それらの事件では、会社財産も、その責任保険も、会社の目的からすれば十分とはいえたかった。しかし、裁判所は、州議会による最低資本金、もしくは十分な担保の定めを根拠に、その判決を正当化した。それらの中の著名な事件は、それぞれ二台のタクシーを持つ多数の会社によって事業を始めた、ニューヨーク市のタクシー事業の所有者に関係する。被告は、法律が各車両ごとに義務づける最低限の賠償責任保険、一万ドルをかけていた。不注意な運転をする車両の一台に衝突された歩行者の原告は、会社法人格の否認を認められなかった。その代わり、ニューヨーク上訴裁判所は、十分な金額を法律上明白に定めることを州議会に譲り、賠償額を一万ドル以内に制限した³⁹⁾。

また、裁判所は、前述のバートル事件判決のように、原告が会社の総資産から取立をなしうるよう、各会社を統合することも拒絶している。裁判所は、現金が会社のそれぞれの金庫にはほとんど残っていなくても、会社の所有者は、自らへの利益配当を適法に表明し、必要な会社の形式的手続を綿密に遵守したものと認定した⁴⁰⁾。このように、ニューヨーク上訴裁判所が法人格の否認を認めない根拠としてあげた基準は、会社の形式的手

続の遵守である。

その後の事件では、酩酊した会員制バーの顧客が引き起こした自動車事故で、原告が重傷を負ったものがある。バーテンダーは、酔った顧客にそれと知りながら酒を提供し、酔った状態でその店舗を後にさせた。裁判所は、そのバーが、居酒屋賠償責任保険をかけていなくても、その有力株主は、その事業の設立時に相当な資金を支払っているので、責任を負わないと判決した。裁判所のあげた根拠は、その事業にとって適切であった⁴¹⁾。

一部の裁判所は、不十分な資本金の事件について、会社法人格を無視することを認める、より発展した判決を出した。それらの事件の一つに、水泳プールで溺死した少女の遺産のために法人格の否認を認めた、カリフォルニア最高裁判決がある⁴²⁾。裁判所は、その判決を支持する根拠として、当時の指導的専門書の記述を引用した。それは、資金が偽装されるか、もしくは、行われている事業、またはその損害の危険と比べて資金がわずかな場合に、そのことは、分離した企業の特権を否定する根拠となる、というものである⁴³⁾。この基準はその理論的容易さから、株式を発行しないか、または払い込まれた資金のない会社に適用された。

このような判例理論の発展にもかかわらず、不法行為の被害者をめぐる多くの事件には、圧倒的な不均衡が残されている。しばしば強調されるように、不十分な資本金は、事故によって生じた損害の賠償費用を具体化する。会社はその費用を、予見しうる事業の危険を十分填補する何らかの賠償責任保険によって、支払うべきである⁴⁴⁾。賠償責任保険をかけていない場合には、会社の行為がもたらした違法な権利侵害の責任は、支配株主が負うと判決されるべきであろう。

5. 有限責任の保護拡大

最初は株式会社の株主に与えられていた有限責任による保護が、米国で

はこの十年の間、二つの新しい企業、つまり、有限責任会社（LLC）と責任限定組合（LLP）の投資家にまで拡大された⁴⁵⁾。その結果、これら新しい企業に法人格否認の法理が適用されるべきか否か、適用されるとすれば、これら企業の責任保護にどのように影響するのかが懸念される。

二十世紀初期の株式会社以外の企業組織は、所有者・経営者に個人財産の保護をもたらさなかった。コモン・ローがその存在を認めた通常組合は、二十世紀の初めに法律上も承認された。通常組合は、組織上の形式的手続を必要とせず、経営を支配する法的権限が企業の共同所有者すべてに与えられたものの、各組合員は依然、企業の債務に個人責任を負担する状態にあった。

二十世紀の初めには、責任限定組合も法律によって合法化される。株主のような投資家は、無限責任組合員と異なり、個人責任を負わない保護を与えられた。しかし、有限責任組合員がその企業の経営に関与するようになると、その保護を喪失する危険にさらされた。これに反して、会社の株主は、取締役かまたは役員として異なった行為をなすかぎり、その保護された地位を失うことなく、積極的に経営をなしうるであろう。しかし、責任限定組合と通常組合は、投資家にとって不十分な制度であった。それらは、上述のように、通常組合はその所有者に個人責任の懸念を高め、責任限定組合も同じく、積極的に経営に取り組む有限責任組合員にとって、不本意な結果をもたらしたからである。法改正担当者は、その不十分な選択を改善するために尽力し、最終的に新しい企業形態である有限責任会社に到達した。法改正担当者は、組合の構成員に、その経営の柔軟性を提供了。同時に、構成員が活発に事業に携わるか否かに關係なく、彼らに完全な有限責任の保護を与えた。

このように、有限責任会社は1990年代にかなり普及するようになり、今や閉鎖企業に好まれる法的主体という様相を呈している。しかし、有限責任会社は依然として、その構成員にとって費用がかかり、煩雑でかつ不便

と懸念される、組織上、または経営上の形式的手続を必要とする。他方の責任限定組合は、会計事務所、法律事務所のような、専門職社団を念頭に置いて、1990年代初めに法的主体と認められた。責任限定組合は、その所有者に、株主と同様の保護を受ける地位を保証するために、公的綴込みを要求するだけで、通常組合のように簡単に設立され、経営しうる。今日、責任限定組合は、相互の親密な関係にもとづいて経営を行う、少数の所有者からなる中小企業にとって、最善の法的組織といえよう。

有限責任会社の構成員と、責任限定組合の組合員を個人責任から守ろうとする法的保護は、どのようにになっているか。その保護は、無条件でなければならないのか。このような構成員の保護は、法律によって約束されている。ところが、裁判所は会社について、しばらくの間、構成員の有限責任の適用が不平等を引き起こす場合に、その保護を軽視してきた。その法体系は、長期にわたるもの、多少支離滅裂で、そのため、その法的保護の有限責任会社と責任限定組合への適用を否定する見解も主張される。構成員の保護の適用を否定する見解は、それら新しい法的主体を認める法律が、そのような救済に言及していない場合を問題視する⁴⁶⁾。その主張によれば、既存の会社の救済は、法人格否認の法理を適用するものの、その理論は、規制が不可能で、費用もかかり、予測できない結果になるという。これは、法人格の否認に対する従来の批判であり、法人格の否認は、気まぐれに生じ、稻妻のようにまれで、苛酷、そして非道であると非難される⁴⁷⁾。

有限責任会社と責任限定組合は、その構成員もしくは組合員に、株主に通常与えられるより直接的な経営権限を与えている。それゆえ、その構成員・組合員には、会社の株主もしくは所有者より、その企業について個人責任を負うと解釈される正当な理由が存在するといえよう。有限責任会社と責任限定組合は、二十世紀企業法の最も重要な成果ともいわれる。重要な法改革と同じく、米国の法律制度が、新しい法形態から生ずる問題のすべてに適用される明確なルールを充実させるには、しばらく時間を要する

であろう。

まとめ

平成17年会社法が最低資本金制度を廃止したことから、わが国では、具体的な事件の妥当な解決を法人格否認の法理に求める場合が多くなるといわれる。この法理の典型的適用事例は、破産した会社の債権者が、会社債務について支配株主に対して責任を追及する場合である。この理論が適用されれば、株主有限責任の原則は排除される。法人格否認の法理は、これまで会社法上活発に議論された問題であり、そのため、米国の有限責任会社と責任限定組合について、今後の傾向を予測するのは不可能でない。これまで制定法、および判例法はいずれも、有限責任会社の法人格の否認を判断するために、会社法の領域から法人格否認の基準を準用するのが好都合と考えてきた。それゆえ、有限責任会社と責任限定組合を設立する者に、責任の保護を与える立法府の結論は、裁判所も尊重すべきであろう。裁判所は、この免責特権を無条件に維持すべきであるとする伝統的見解を、必ず受容しなければならないわけではない。しかし、企業がその費用を、適法な契約上の権利者や不法行為の被害者に転嫁することは、認めるべきでない。この場合は、衡平の原理と企業の社会的責任に対する重大な懸念が、その意味を發揮するであろう⁴⁸⁾。

衡平法裁判所は、新しい否認の法理を発展させるために、各場面の事実を慎重に審理しながら、その場その場の手続きを進めることが求められる。その際に、衡平法裁判所は、会社の法人格を否認する法学の基本的要点をなす二つの要因を考慮すべきである⁴⁹⁾。それは、(1) 被告が区別しうる企業として実際に存在しないかのように、企業を支配していること、および(2) 被告が自称独立の組織を、詐欺または不正を行うために利用していることである。有限責任会社、もしくは責任限定組合の場合に、(1) の基準

は比較的容易に満たされるであろう。いずれの企業形態も、その本質は有限責任を付加した通常組合である。すべての構成員、もしくは組合員は、少なくとも概念的には、その企業に対する実際の支配権を有している。このことはとくに、有限責任会社の経営者・構成員にあてはまる。

州議会は、有限責任会社と責任限定組合に有限責任を認めて、中小企業に有限責任の保護を拡大するに際し、企業家精神と経済民主主義に従った。しかし、裁判所は、責任の可能性が他人を衡平に扱わせるために、また他人との取引に相当の注意を払わせるために、存在することを想起すべきである。現代の法律制度が、企業所有者に自己の引き起こした損害を免れうるような恣意的支配を許すのであれば、法の支配と社会における衡平の役割にとって、好ましくないであろう。

注

- 1) 米国の裁判所が会社の法人格を進んで否認するのは、契約事件より、不法行為事件の方であり、このような違いの理論的根拠は、いわゆる道徳的危険に求められてきた。See F. EASTERBROOK & D. FISCHEL, THE ECONOMIC STRUCTURE OF CORPORATE LAW 58 (1996).
- 2) Model Bus. Corp. Act § 6.22 (b) (1984).
- 3) この背景には、会社の規模、資本金、そして、許された営業の種類を含む会社の活動に関するさまざまな規制が、会社設立のもたらす歳入をめぐる州相互の活発な競争の中で、19世紀の後半までに緩和されてきた事情がある。
- 4) イギリスの1855年有限責任法は、有限責任への需要がきわめて大きいことを理由に強行可決された。1855年法は、煩雑な資本要件を満たせば、1844年株式会社法の定義する株式会社に有限責任の特権を付与するものであった。1844年法は、従来の特許状を取得しなくても、登記という簡単な行為だけで、会社の設立を認めるものであった。ただし、1844年法には、有限責任を自動的に認める条項を含んでいなかった。イギリスの株式会社は、有限責任に対する懸念を反映して、その設立を国家による特許制度のもとに置き、1844年法までその活用を制限してきた。J. ミクルスウェイト・A. ウールドリッジ、鈴木泰雄訳・株式会社（平成18）81頁参照。
- 5) このような有限責任の中小企業への拡大にともない、中小企業を主要な適用対象とする法人格否認の法理は、社会的に価値ある貢献をする中小企業と

企業家精神を損なう結果をもたらすので、会社、およびその他の企業について同法理の廃止を主張する見解もある。See Bainbridge, *Abolishing LLC Veil Piercing*, 2005 U. ILL. L. REV. 77, 106.

- 6) See Morrissey, *Piercing All the Veils: Applying an Established Doctrine to a New Business Order*, 32 J. CORP. L. 529, 534 (2007).
- 7) このように、分離し、もしくは別々という定式化は、19世紀初期以来の伝統的な会社の概念にもとづいている。たとえば、ダートマス大学事件判決は、企業としての会社を人為的存在と称した。Trustees of Dartmouth College v. Woodward, 17 U.S. (4 Wheat.) 518, 636 (1819).
- 8) See Thompson, *Piercing the Veil: Is the Common Law the Problem?*, 37 CONN. L. REV. 619, 621 (2005). 債権者の取得しうる会社財産は制限される。米国の各法域が今日一般に理解されている意味の有限責任を確立したのは、19世紀前半までであり、この問題は法律の定めによって解決された。
- 9) See Gabaldon, *The Lemonade Stand: Feminist and Other Reflections on the Limited Liability of Corporate Shareholders*, 45 VAND. L. REV. 1387, 1400-01 (1992).
- 10) たとえば、会社とは経営者、従業員、そして出資者間の複雑な一連の契約上の名称にすぎないとされる。See Easterbrook & Fischel, *Limited Liability and Corporation*, 52 U. CHI. L. REV. 89, 89 (1985).
- 11) See Morrissey, *supra* note 6, at 540.
- 12) See R. CLARK, *CORPORATE LAW* 8-9 (1986).
- 13) 経営者の立場からいえば、最も回避したいのは、自己および従業員が多額の負担を強いられる、破産に至ることであろう。See F. EASTERBROOK & D. FISCHEL, *supra* note 1, at 53.
- 14) 実際に、追加の支払保証は、大口債権者が中小企業の債務者と取引する際に、一般に行われているものの、これは会社形態で取引を行う利益を著しく骨抜きにするといわれる。See F. GEVURTZ, *CORPORATION LAW* 29 (2000).
- 15) See Gabaldon, *supra* note 9, at 1413.
- 16) See Bank of United States v. Deveaux, 9 U.S. (5 Cranch) 61 (1809).
- 17) 否認とは、この法的手段を説明するための唯一の術語ではなく、裁判管轄、親会社の分身、道具理論などに依存した、法人格を否認する理論を包含するか、もしくはそれと同義といわれる。See Bendremer, *Delaware LLCs and Veil Piercing: Limited Liability has its Limitation*, 10 FORDHAM J. CORP. & FIN. L. 385, 389 (2005).
- 18) See R. HAMILTON & J. MACEY, *CASES AND MATERIALS ON CORPORATIONS INCLUDING PARTNERSHIPS AND LIMITED LIABILITY COMPANIES* 261 (9th ed. 2005).
- 19) See F. EASTERBROOK & D. FISCHEL, *supra* note 1, at 54.

- 20) ハミルトンによれば、法人格否認の法理は明確さに欠けるルールであると批判する。R. HAMILTON & J. MACEY, *supra* note 18, at 261.
- 21) 否認の法理の不明確さは、取引費用を増加させるだけでなく、不経済でもあるといわれる。See Bainbridge, *Abolishing Veil Piercing*, 26 J. CORP. L. 479, 481 (2001).
- 22) 法人格否認の法理と、裁判所が引き出したその特質は、最初に出現した時より意味をなしてきたとされる。See F. EASTERBROOK & D. FISCHEL, *supra* note 1, at 55.
- 23) Litchfield Asset Mgmt. Corp. v. Howell, 799 A.2d. 298, 312 (Conn. App. Ct. 2002).
- 24) Matheson & Eby, *The Doctrine of Piercing the Veil in an Era of Multiple Limited Liability Entities: An Opportunity to Codify the Test for Waiving Owners' Limited-Liability Protection*, 75 WASH. L. REV. 147, 173 (2000).
- 25) DeWitt Truck Brokers v. W. Ray Flemming Fruit Co., 540 F.2d 681, 686-87 (4th Cir. 1976).
- 26) この一覧表は法的には、取りとめのない言い伝え、もしくは、せいぜい重要な意見に等しいといわれてきた。See F. GEVURTZ, *supra* note 14, at 79.
- 27) Victoria Elevator Co. v. Meriden Grain Co., 283 N.W. 2d 509 (Minn. 1979).
- 28) Matheson & Eby, *supra* note 24, at 176.
- 29) Bainbridge, *supra* note 21, at 517.
- 30) たとえば、株主の破産会社に対する給料支払請求の申立を棄却した事件がある。See Pepper v. Litton, 308 U.S. 295 (1939).
- 31) F. EASTERBROOK & D. FISCHEL, *supra* note 1, at 59.
- 32) 不告知による詐欺に属する事件には、Bartle v. Homeowners Coop., Inc., 309 N.Y. 103 (1955) がある。本稿では、本件をバートル事件と称する。
- 33) *Id.* at 106.
- 34) See Thompson, *Piercing the Corporate Veil: An Empirical Study*, 76 CORNELL L. REV. 1036 (1991).
- 35) 結局、会社の不法行為に対する株主の有限責任は、諸州から広範囲に受容された事実を考慮すれば、効率的といえるであろう。See Ribstein, *The Evolving Partnership*, 26 J. CORP. L. 819, 836 (2001).
- 36) このような、いわば裁判上の立法の事例としては、Meisel v. M & N Modern Hydraulic Press Co., 645 P.2d 689 (Wash. 1982) がある。本稿では、本件をマイセル事件と称する。
- 37) *Id.* at 692.
- 38) See Morrissey, *supra* note 6, at 547.
- 39) Walkovszky v. Carlton, 296 N.Y.S.2d 362 (1966).

- 40) ニューヨーク上訴裁判所は、前掲バートル事件判決 (*Bartle v. Homeowners Coop., Inc.*, 309 N.Y. 103 (1955)) でも、法人格の否認を認めない理由として、会社の形式的手続の維持をあげている。
- 41) *Batz v. Arrow Bar*, 452 N.W.2d 138, 140 (S.D. 1990).
- 42) *Minton v. Caveny*, 56 Cal. 2d 576 (1961).
- 43) See H. BALLANTINE, *BALLANTINE ON CORPORATIONS* 303 (rev. ed. 1946).
- 44) F. EASTERBROOK & D. FISCHEL, *supra* note 1, at 61.
- 45) 有限責任による保護拡大の事情については、拙稿・有限責任会社という企業形態の選択、敬愛大学研究論集71号（平成19）245頁以下参照。
- 46) See Bainbridge, *supra* note 5, at 82.
- 47) See Easterbrook & Fischel, *supra* note 10, at 89.
- 48) わが国の法人格否認の理解は、正義・衡平の理念にもとづく例外的判例理論ととらえ、この理論の実定法上の根拠は、権利濫用の禁止（民法1条3項）に求められる。
- 49) See Morrissey, *supra* note 6, at 562. これら法人格を否認する際に考慮すべき(1)・(2)の要因は、わが国では一般に、(1)が形骸事例、(2)が濫用事例に相当するであろう。